



新制度で増える教育・保育の場

地域の実情に応じて「認定こども園」の普及を図ります。

また、新たに「地域型保育」ができました。

幼稚園

3～5さい



小学校以降の教育の基礎をつくるための
幼児期の教育を行う学校

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間に加え、
園により午後や土曜日、夏休みなどの
長期休業中の預かり保育などを実施。

利用できる保護者

制限なし。

認定こども園

0～5さい



幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、
地域の子育て支援も行う施設

0～2さい

利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯、親族の介護などの事情で、
家庭で保育のできない保護者。 ▶06ページ参照

3～5さい

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間に加え、保育を必要とする
場合は夕方までの保育を実施。
園により延長保育も実施。

利用できる保護者

制限なし。

2つの
ポイント

①

3～5歳のお子さんは、保護者の働いている状況に関わりなく
教育・保育を一緒に受けます。保護者の就労状況が変わっても、
通いなれた園を継続して利用できます。

②

子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、
子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

保育所

0~5さい



就労などのため家庭で保育のできない 保護者に代わって保育する施設

利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯、親族の介護などの事情で、
家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

NEW

地域型保育

0~2さい



保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、 0~2歳の子どもを保育する事業

利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯、親族の介護などの事情で、
家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

※地域型保育では、保育内容の支援や卒園後の受け皿の役割を担う連携施設
(保育所、幼稚園、認定こども園)が設定されます。

4つの
タイプ



① 家庭的保育(保育ママ)

家庭的な雰囲気のもとで、
少人数(定員5人以下)を
対象にきめ細かな保育を行います。

② 小規模保育

少人数(定員6~19人)を対象に、
家庭的保育に近い雰囲気のもと、
きめ細かな保育を行います。

③ 事業所内保育

会社の事業所の保育施設などで、
従業員の子どもと地域の子どもを
一緒に保育します。

④ 居宅訪問型保育

障害・疾患などで個別のケアが
必要な場合や、施設が無くなった地域で
保育を維持する必要がある場合などに、
保護者の自宅で1対1で保育を行います。